



農ある暮らしを応援します!!

農ある暮らしを始めたい方、より深く取り組んでみたい方に向けて、今年度新設・拡充した事業を紹介します。

レクリエーション農園を新たに利用する方へ

- 5年間継続して利用する方を対象に、初年度に限り利用料の1/2(上限5,000円)を補助します。
(農業者等研修活動支援補助金)

レクリエーション 農園とは

市民農園の多くは1区画30～100㎡ですが、レクリエーション農園は、農地所有者が開設者となり、農地所有者と利用者が1,000㎡を超えない範囲で面積を決めて利用する制度で、期間は最長5年です。所有者には、レクリエーション農園利用計画書を提出していただきます。

市民農園を開設する方へ

- 耕作放棄地を市民農園として整備するため伐採・伐根等を業者に依頼した場合、費用の9/10(上限200,000円)を補助します。(農地再生・活用支援補助金)
- 市民農園の利用者を対象に栽培講習会を実施した場合、費用の8/10(上限50,000円)を補助します。
(農業者等研修活動支援補助金)

農産物の出荷・販売を目指す方へ

- 帰農塾(南信州農業農村支援センター・JAみなみ信州主催)を受講された場合に3,000円(定額)を補助します。(農業者等研修活動支援補助金)

帰農塾とは

退職後に農業経営に取り組みたい方や直売所等への出荷・販売を目指す方が対象です。ぶどう・柿・なし・きゅうり・アスパラガス・ピーマンの各コースがあり栽培技術を学びます。

お問合せ先

飯田市農業振興センター ☎0265-21-3217

農作業中の熱中症対策をしましょう

農作業においては、作業中のこまめな水分補給や休憩をとることはもちろん、極力日中の気温の高い時間帯を外した作業、単独での作業を避けるなど、熱中症の予防を行いましょう。



お問合せ先

飯田市農業課 生産振興係 ☎0265-21-3217

大切に育てた農作物を盗難から守りましょう



ポイント1 農作物の保管・管理

- ・園地の定期的な見回りを行い、異変があった場合はすぐに警察に連絡しましょう。
- ・不審者の特徴や不審車両の色・ナンバーをチェックしましょう。
- ・腕章や農作業車両にステッカー等を貼るなど、農作業従事者である目印をつけましょう。



ポイント2 園地への侵入防止対策

- ・園地にネットや柵等を設置し、侵入しにくい環境を作りましょう。
- ・園地に「盗難注意」「立入禁止」「農薬散布直後」等の看板やのぼり旗を設置しましょう。
- ・防犯カメラやセンサーライト等を設置しましょう。

お問合せ先

飯田市農業課 生産振興係 ☎0265-21-3217

家畜排せつ物や堆肥の取り扱いに注意しましょう

夏は堆肥の発酵が進みやすいため、臭いに関する苦情が寄せられることがあります。このようなトラブルを未然に防ぐため、次の事項についてご協力をお願いします。

畜産農家のみなさまへ	家畜の糞尿は、法律に基づく管理を徹底するとともに、速やかに堆肥舎に移動し十分に発酵処理を行ってください。
耕種農家のみなさまへ	堆肥を畑に入れる場合は、速やかに畑の土と混ぜ合わせてください。

お問合せ先

飯田市農業課 生産振興係 ☎0265-21-3217

農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施します

農業委員会では、農地の利用状況の確認や遊休農地の発生防止、無断転用防止等を目的に、農地法第30条に基づく「農地の利用状況調査(農地パトロール)」を実施します。

調査期間

令和8年 8月～10月頃

対象農地

市内全域の農地

地区の農業委員と農地利用最適化推進委員が農地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

お問合せ先

飯田市農業委員会事務局 ☎0265-21-3219